

鳥取県県土整備部若手技術者育成支援モデル業務試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若手技術者の育成支援のため、県土整備部（各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所を含む。以下同じ。）が試行的に発注する建設工事に係る測量等業務（以下「モデル業務」という。）の落札者を総合評価競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札であって、落札者決定の基準を数式等により明確にする等した本県独自の制限付一般競争入札（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）をいう。以下同じ。）により決定する場合について、当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）で使用する用語の例による。

(業務の選定)

第3条 発注機関は、総合評価競争入札で発注する「土木関係建設コンサルタント業務」のうち、発注機関が必要と認めたものを対象とする。

(入札参加条件)

第4条 発注機関は、業務により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

配置技術者の条件

(1) 管理技術者

- ア 調達公告の属する年度の4月1日における年齢が45歳以下の者を管理技術者に配置すること。
- イ 資格要件は「鳥取県測量等業務制限付き一般競争入札実施要綱」（以下、「要綱」という。）に準ずる。

(2) 管理補助技術者

- ア 管理技術者を補助する者として「管理補助技術者」を担当技術者として配置すること。
- イ 資格要件は要綱に準ずる。
- ウ 管理補助技術者は過去5年間（5年前の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間をいう。以下同じ。）以内に完了した業務のうち、「管理技術者」として85点以上の業務実績を1件以上有すること。

(落札者の決定)

第5条 発注機関は、業務に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領（令和4年3月31日付第202100319756号県土整備部長通知）第7条第1号に掲げる評価項目を同条第2号に定める評価方法で採点評価し、同条第3号で定める方法で審査した後に評価点数が最高の者を落札予定者とする。ただし、同条第2号（ウ）で規定する技術点数は別表第1で定める採点基準とする。

(落札した業務の取り扱い)

第6条 落札したモデル業務について、次のとおり取り扱う。

内 容	取 扱 い
優良業務表彰 若手優良業務表彰	対象としない。
配置技術者の手持ち業務件数	管理技術者、照査技術者は地域密着型における手持ち件数として計上する。 (管理補助技術者は手持ち件数として計上しない。)
会社の手持ち業務件数	地域密着型総合評価競争入札における手持ち業務件数に含めない。(受注件数減点の対象としない)
次年度以降の技術者状況調査様式9 (85点以上の実績)	担当技術者、管理技術者、照査技術者のいずれも計上できない。
会社の業務成績評定点 (暦年3年間の評定平均点)	計上できる。
業務実績情報登録 (テクリス)	管理技術者は「管理技術者」として登録すること。 管理補助技術者は「担当技術者」として登録すること。
履行確認等の強化	モデル業務においては「鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱」第11条(1)から(3)を準用し、若手技術者(管理技術者)による主体的な履行を確認する。また、発注者に対する説明は「管理技術者」が主体的に行い、「管理補助技術者」はその補助を行うことができる。
成果品重点確認技術者	管理技術者、照査技術者を対象とする。 管理補助技術者は「担当技術者」として取り扱う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第5条関係：土木関係建設コンサルタント業務）

技術点の採点基準

配点の要素	配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。		
		技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者	
	35点	20点	15点	10点	5点	
配置技術者 (管理補助技術者)	技術士		RCCM等		その他	
	3点		1.5点		0点	
配置技術者 (照査技術者)	技術士		RCCM等		その他	
	1点		0.5点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超～1月以下	1月超～2月以下	2月超～3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
会社の 業務成績評定点	$10 \text{ 点} \times \left\{ \frac{\text{過去暦年3年間の評定平均点} - 65 \text{ 点}}{35} \right\}$					

鳥取県県土整備部若手技術者育成支援モデル業務
入札参加申込書作成要領

鳥取県県土整備部若手技術者育成支援モデル業務試行要領にかかる入札参加申込書の作成については、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。）制限付一般競争入札参加申込書作成要領及び調達公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領（様式第1号 地域密着型関係 技術点に関する調書）

(1) 配置予定技術者

ア 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予定者は各1名までとする。

イ 配置技術者（管理技術者等）について、技術者番号（技術者状況調査様式の全技術者確認表で定めた番号）、技術者氏名、調達公告で定める資格の名称、該当部門・科目をそれぞれ該当欄に記載すること。

ウ 入札参加者の管理技術者又は照査技術者（以下「配置技術者」という。）が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の開始日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる業務における他業種に係る配置技術者を除く。）として選任されている業務（地域密着型（モデル業務含む））がある場合、その全てについて合計欄にその合計件数を記載すること。

エ 管理補助技術者においては、過去5年間以内に完了した業務のうち、「管理技術者」として85点以上の業務実績を1件記載し、配置技術者状況、業務完了年度、成績評定点がわかる資料をあわせて提出すること。

(2) 配置技術者の資格については、技術者状況調査に基づく報告を行い、応札時に県に登録されている最新のデータとする。

様式第 1 号（地域密着型関係）

技術点に関する調書（若手技術者育成支援モデル業務）

入札参加希望者名： _____

業者番号： _____

発注業種： 土木関係建設コンサルタント業務

部門・分野： _____

1 配置予定技術者

	管理技術者	照査技術者
配置予定技術者 番号・氏名		
調達公告で定める資格の名称（技術士、RCCM等）	名称（ 該当部門・科目 （ ）	名称（ 該当部門・科目 （ ）
手持ち業務※の状況	計 件	計 件
配点		点 (B)

※地域密着型における通常業務＋モデル業務

	管理補助技術者
配置予定技術者 番号・氏名	
調達公告で定める資格の名称（技術士、RCCM等）	名称（ 該当部門・科目 （ ）
配点	点 (A)
85 点以上業務実績※	完了年度 年度 業務名

※過去 5 年間の「管理技術者」に限る

配置技術者点数 (A) + (B) = _____ 点